

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

大久野病院（介護予防）通所リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人財団利定会が開設する大久野病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 大久野病院 通所リハビリテーション
- ② 所在地 東京都西多摩郡日の出町大久野6416番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名（常勤兼務、管理者と兼務）
理学療法士 1名（常勤専従） 作業療法士 1名（常勤兼務）
介護士・事務員 1名（非常勤兼務） 運転手・事務員 1名（非常勤兼務）
従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後0時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時から午後0時までとする。

（通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 利用定員は次のとおりとする。

- ① 1単位目 10名

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、日の出町全域、あきる野市一部地域（長田橋通り、滝山街道、五日市街道、秋川街道で囲まれた地域。但し伊奈、三内、舘谷、五日市、入野は全域とする。）

その他の地域の送迎は要相談とする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)(金額はすべて消費税別)

第8条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険告示上の額のうち介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

- ① 機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 送迎(第8条の通常の実施地域のみとする)
- ④ リハビリマネジメント(介護給付)

2 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅まで次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 200円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 500円

3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所リハビリテーションの費用は、30分あたり1,000円を徴収する。

4 利用者の求めに応じてオムツを使用した場合は1日につき次の額を徴収する。(金額は消費税別)

- ① オムツ 400円
- ② 紙パンツ 400円
- ③ 尿とりパット 200円

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(苦情処理等)

第10条 事業者は、提供した指定通所リハビリテーション等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置し、必要な措置を講じる。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業者は、介護保険法の規定により市区町村や国民健康保険健康保険団体連合会(以下「市区町村等」という。)が行う調査に協力するとともに、市区町村等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を図る。

4 事業者は、市区町村等からの改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する消防計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に対する処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(業務継続計画の策定)

第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する(介護予防)通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待の防止のための措置)

第14条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定すること。(担当者は医療事故防止委員会スーパーバイザー)
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 虐待防止のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施すること。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報すること。

(身体拘束等)

第15条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存する。

2 事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行う。

- ① 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- ② 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。
- ③ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は直ちに身体拘束を解く。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2024年6月1日から施行する。